

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年浜田市条例第6号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>○浜田市議会政務活動費の交付に関する条例 平成17年10月1日条例第6号</p> <p>改正</p> <p>平成20年9月26日条例第33号 平成24年12月21日条例第41号 平成25年3月22日条例第7号 平成29年12月13日条例第29号</p> <p>浜田市議会政務活動費の交付に関する条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付対象）</p> <p>第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。</p> <p>（交付額）</p> <p>第3条 政務活動費は、年額10万円を交付する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を交付する。</p> <p>（1） 年度の中で議員の任期が満了する場合 4月から任期満了の日の属する月までの月割額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>（2） 年度の中から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日に当たる場合は当月）</p>	<p>○浜田市議会政務活動費の交付に関する条例 平成17年10月1日条例第6号</p> <p>改正</p> <p>平成20年9月26日条例第33号 平成24年12月21日条例第41号 平成25年3月22日条例第7号 平成29年12月13日条例第29号</p> <p>浜田市議会政務活動費の交付に関する条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付対象）</p> <p>第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。</p> <p>（交付額）</p> <p>第3条 政務活動費は、年額10万円を交付する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を交付する。</p> <p>（1） 年度の中で議員の任期が満了する場合 4月から任期満了の日の属する月までの月割額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>（2） 年度の中から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日に当たる場合は当月）</p>

現行	改正後（案）
<p>から3月までの月割額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ただし、任期満了後の一般選挙により引き続き選出された場合にあっては、これを切り上げた額)</p>	<p>から3月までの月割額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ただし、任期満了後の一般選挙により引き続き選出された場合にあっては、これを切り上げた額)</p>
<p><u>(交付の時期)</u></p>	<p><u>(交付の時期)</u></p>
<p><u>第4条 政務活動費は、4月30日に交付する。ただし、年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する月の翌月の末日に交付する。</u></p>	<p><u>第4条 政務活動費は、各年度が終了した後(年度途中で議員の任期が満了したときは当該任期満了後、年度途中で議員でなくなったときは議員でなくなった後)において交付する。ただし、議員が当該年度が終了する前にその交付を求めるときは、規則で定める政務活動の期間を対象として、当該期間が終了した後において交付することができる。</u></p>
<p><u>2 政務活動費の交付日が、浜田市の休日を定める条例(平成17年浜田市条例第2号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に交付する。</u></p>	<p>[削る]</p>
<p><u>3 前2項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、議長と協議の上、交付日を変更することができる。</u> (政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p>	<p>[削る]</p> <p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p>
<p>第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。</p> <p>(収支報告書の提出)</p>	<p>第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。</p> <p>(収支報告書の提出)</p>
<p>第6条 政務活動費の交付を<u>受けた</u>議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これに領収書等証拠書類の<u>写し</u>を添えて<u>翌年度の4月20日</u>までに議長に</p>	<p>第6条 政務活動費の交付を<u>受ける</u>議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これに領収書等証拠書類_____を添えて、<u>規則で定める日</u>までに議長に提</p>

現行	改正後（案）
<p>提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、政務活動費の交付を受けた議員が疾病、天災等の事由により前2項の規定による提出期限（以下「提出期限」という。）までに収支報告書を提出することができない状況にあると認めるときは、市長と協議の上、これを変更することができる。</u></p> <p><u>4 政務活動費の交付を受けた議員が提出期限までに収支報告書を提出しない場合は、当該議員は当該政務活動費を使用しなかったものとみなす。</u></p>	<p>出しなければならない。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p>
<p>（収支報告書の写しの送付）</p> <p>第7条 議長は、収支報告書の写しをその<u>提出期限</u>から20日以内に市長に送付しなければならない。</p> <p>（政務活動費の返還）</p>	<p>（収支報告書の写しの送付）</p> <p>第7条 議長は、収支報告書の写しを<u>前条の規則で定める日</u>から20日以内に市長に送付しなければならない。</p> <p>（政務活動費の返還）</p>
<p>第8条 <u>政務活動費の交付を受けた議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において第5条に定める経費の範囲内で支出した額の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額を返還しなければならない。</u></p> <p><u>2 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度の中途において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は当月分）から3月までの月割額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を返還しなければならない。</u></p>	<p>第8条 〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p>
<p>3 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が第5条に定める経費以</p>	<p>市長は、政務活動費の交付を受けた議員が第5条に定める経費以</p>



現行			改正後（案）		
提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。 別表（第5条関係）			提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。 別表（第5条関係）		
項目	内容	備考	項目	内容	備考
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	印刷製本費、調査委託費、文書通信費、旅費等	調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	印刷製本費、調査委託費、文書通信費、旅費等
研修費	(1) 議員が行う研修会の開催に要する経費 (2) 団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費	講師謝金、会場費、文書通信費、旅費、参加費等	研修費	(1) 議員が行う研修会の開催に要する経費 (2) 団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費	講師謝金、会場費、文書通信費、旅費、参加費等
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	印刷製本費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等	広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	印刷製本費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等
要請・陳情活動費	議員が行う要請又は陳情活動に要する経費	印刷製本費、文書通信費、旅費等	要請・陳情活動費	議員が行う要請又は陳情活動に要する経費	印刷製本費、文書通信費、旅費等
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、事務機器の購入費又はリース料等	資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、事務機器の購入費又はリース料等
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書購入費、新聞購読料等	資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書購入費、新聞購読料等

現行	改正後（案）